

令和2年度 中核機関等職員研修会 開催要項
～住民の相談を受け止める相談機関のスキルアップ～

相談受付編

1 趣 旨

認知症や知的その他精神の障がいなどにより財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっているなか、2017(平成29)年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことが掲げられた。

この研修では主に判断能力の低下した地域住民の相談を受け止める相談機関の職員を対象に、権利擁護に関する相談支援に必要な視点を学び、活用できる技術の取得を目的に開催する。

2 主 催 社会福祉法人長野県社会福祉協議会

3 日 時 令和3年2月26日(金) 13時00分～16時00分

4 開催方法 オンライン (Zoom)

5 研修講師 川端 伸子 氏 (厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室 成年後見制度利用促進専門官)

6 内 容

12:30	受付開始
13:00	開会、あいさつ、趣旨説明
13:10	◆経過説明「長野県における成年後見制度に関する取組と現況」 説明者 長野県社会福祉協議会
13:30	◆制度説明「成年後見制度利用促進について」 成年後見制度利用促進の概況、中核機関の役割等について学びます。 ◆演習Ⅰ「情報収集の方法と本人情報シートの作成について」 相談者の情報収集や情報の可視化のための整理方法について演習を通して学びます。 ◆演習Ⅱ「相談の受付から課題分析、支援方針の検討について」 相談者役と支援者役に分かれ、ロールプレイを通して、相談対応における情報収集時のヒアリングの方法や本人を中心とした支援課題の分析、支援方針の決定について演習を通して学びます。
16:00	終了

7 参加者 100名（受付期間終了後、詳細をお知らせします）

8 参加対象

中核機関担当職員、成年後見支援センター職員、行政職員（市町村、保健福祉事務所等）、地域包括支援センター職員、障害者支援機関の役職員、生活困窮者自立相談支援機関職員、市町村社会福祉協議会職員 等

9 参加費 無料

10 参加申込 申込フォーム（<https://forms.gle/8cflfJxofgM1bYr38>）にて
令和3年2月19日（金）までにお申込みください。

11 その他

- （1）本研修は、成年後見制度利用促進体制整備研修（全国社会福祉協議会）の内容に即した研修の内容となっており、多くの方に受講していただくために、既に研修の受講歴のある方につきましては、受講を制限させていただく場合がありますので、ご了承ください。
- （2）新型コロナウイルス感染拡大や自然災害、犯罪予告等により参加者及び職員の安全を確保できないと判断し、本研修を中止または延期する場合は、長野県社会福祉協議会ホームページに掲載して通知しますのでご確認ください。また、本セミナーに係る個人情報は、本会の「個人情報の保護に関する方針」に基づき適切に取り扱い、他の目的で使用することはありません。
- （3）内容は変更する可能性がありますのでご了承ください。
- （4）本研修はZoomを活用してオンラインで演習を予定しておりますので、パソコン（カメラ付）での参加をお願いします。また、可能な限り1人1台パソコン等研修受講用の設備のご準備をお願いします。

12 問合せ先 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 相談事業部あんしん創造グループ
住所：長野市若里 7-1-7 TEL:026-226-2036/FAX:026-291-5180
E-mail: ps-shinshu@nsyakyu.or.jp